

## 令和5年度 第1回松江市いじめ問題対応専門家会議 会議録

1 日時 令和5年6月5日(月) 19:00～20:30

2 会場 松江市役所 第4別館 教育委員会室

3 会議の出席者(順不同)

(1) 専門委員 6名(所属・敬称等略)

高橋 悟、長坂 正、富澤 治、岩宮 恵子、深貝 登志子、森岡 俊則

(2) 松江市

藤原教育長、成相副教育長、生徒指導推進室西村室長他5名

4 開会

ただいまより令和5年度第1回松江市いじめ問題対応専門家会議を開催いたします。本日司会を務めます、松江市教育委員会生徒指導推進室大瀧でございます。よろしく願いいたします。まずは開会にあたりまして、藤原教育長よりご挨拶申し上げます。

5 藤原教育長あいさつ

失礼します。改めまして皆様こんばんは。第1回の専門家会議を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私ともにご多用の中、ご参加いただきましてありがとうございます。実に久しぶりの対面での会議ということになります。ちょうど委員の改選時期でもございまして、新しい方にもご参加いただき、この会をスタートさせていただくということになりました。後程この会議の役割というものをご説明申し上げますが、皆様方のご意見もいただきたいと思っています。しばらく開かれなかったということもありまして、この会をどう運営していくのか、最もその目的である未然防止や、起きたことを二度と起こさないための方策をどう設定していくのかということにつなげていく、非常に大きな目的があると思っています。重大案件が起きないと開催しないということではなく、できる限り専門家の皆様のご意見をいただきながら、重大事態にならないような取組というものに少しシフトしていかなければならないのではないかと考えております。そういう意味で、今日は一つ事例の案件を出させていただいて、皆様方のご意見をいただくということも取り組んでいきたいと思っています。

今日皆様方のご意見をしっかり伺って、今後のこの会議のあり方、方針をしっかりと出していけるように、有意義な会にしたいと考えておりますので、ご理解とご協力をいただきますようによろしく願いいたします。

6 委嘱状交付

本来であれば、ここで専門委員の皆様に委嘱状の交付させていただくところですが、委嘱状は事前配付をさせていただきましたので、ご了承いただけたらと思います。なお、資料につきましても、事前に配付をさせていただいております。資料の不足等ございましたら、事務局までお知らせください。

7 専門委員自己紹介

## 8 事務局等自己紹介

### 9 会長の選出（会長：長坂委員）

#### ○長坂会長あいさつ

改めまして長坂です。会長に選任いただきました。私はこの委員を務めるのが2期目で、私よりも先輩の委員の方もいらっしゃるのですが、今回から委員になられる方もいらっしゃるということです。前期を振り返ってみますと、この専門家会議が対面で開催されたのは1回きりでした。それはいじめの重大事態の発生件数が1件と承知しています。そのこと自体は、松江市ではいじめがその重大事態に至る前にはほとんど解決できているということだと思いますので、喜ばしいことだと思います。他方で毎年、いじめ問題対策連絡協議会でも議論されているように、いじめの認知件数自体は上がっているようです。その点については学校側のいじめの認知の感度が上がっていると評価がされているようですが、学校が対処しなければいけないいじめの対応が、以前よりも増えているという可能性もあるように思います。そういったところで、当会議の専門家の皆様の知見でアドバイスできる部分もあることと思います。今日いくつかの議題について、協議されることが予定されていますので、ぜひ活発な議論をよろしくお願いいたします。

### 10 会議の公開、非公開

#### ○長坂会長

それではまず議事に入る前に、会議の公開非公開について確認いたします。事務局に確認します。本日の議事に、松江市情報公開条例第30条に該当する報告協議事項は含まれていますか。

#### ○西村室長

議事(2)の報告協議につきましては、個人が特定できる情報を含んでおりますので、(2)は非公開となります。

#### ○長坂会長

それでは本日の協議等につきましては、議事(2)については非公開。その他は公開とさせていただきます。なお、松江市いじめ問題対策連絡協議会設置条例 第15条第3項に、職務の代理について定められています。私が職務を遂行できないときは、連絡協議会でも会長を務めておられる、高橋委員に代理を務めていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

特に異議がないようなのでよろしくお願いいたします。それでは、議事1(1)に移ります。事務局お願いします。

### 11 議事

#### (1) 説明

#### ○西村室長

それでは失礼いたします。資料1をご覧ください。松江市いじめ問題対応専門家会議の招集についてでございます。最初にこの専門家会議について、今一度確認をしたいと思いま

す。資料4が、松江市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例となります。2ページ下に、この専門家会議の設置について記載がございます。以下、所掌事務ですとか組織、任期等会長について定めてあり、4ページ、第16条に招集として、専門家会議は教育委員会が必要と認めるときに、教育長が招集するとなっております。資料1に戻りますが、その招集する具体的な状況としましては、一つには、学校から報告があった事案が重大事態の疑いがあると教育委員会が判断した場合でございます。

二つには、児童等にいじめ等の性行不良があり、出席停止措置を講ずる必要があると判断した場合でございます。その他といたしましては、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合など、いずれにしても、当該学校への確認が必要かと考えます。他には、これまでのいじめ問題対策連絡協議会でもご意見がありましたし、冒頭の教育長の挨拶にもありましたけれども、いわゆる重大事態となる前に、専門家会議を開いて、対応の具体を協議し、それ以上の事態に発展させないような手だてを講じる必要があると考えます。そもそも重大事態とは何かということなのですが、いじめ防止対策推進法に二つございます。一つは、いじめにより生命、心身または財産に重大な事態が生じた疑いがあるとき。通称、1号重大事態です。二つ目には、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき、これは2号重大事態です。相当の期間というのは、不登校が30日を境に判断するものでございまして、目安としては30日を超えた場合です。これを重大事態として扱うというのが通例でございます。ちなみに学校における日常的ないじめとかトラブルにつきましては、学校のいじめ対策組織で認知して生徒指導推進室へ一報してもらい、事実確認やその後の対応につなげるなど、電話や学校訪問でのやりとりもございます。最終的には、資料2の報告書の提出をもって、学校と教育委員会とで情報を共有しているところでございます。

続きまして、いじめ重大事態に係る調査報告等の流れと役割分担について、説明をいたします。資料3に対応のフロー図を示しております。先ほども確認いたしました、学校からの報告等により、重大事態として扱うと判断した際には、情報を収集整理しまして、調査主体をどこに置くのかを決定いたします。校内における再調査ですとか、教育委員会が介入した調査、それから学校の対策組織に第三者を加えた形での調査、そしてこの専門家会議による調査などがございます。並行しまして県教委と市長へ、発生について報告をいたします。その後は調査の進捗の確認ですとか、被害児童生徒及び保護者への情報提供を行います。調査結果につきましては、教育委員会会議ですとか、市長への報告、併せて県教委へ報告をいたします。調査については不十分、いわゆる被害の側が、「これはどうだ」ということがございましたら、再調査が必要となります。そういった場合には、市長の附属機関による調査が開始されることになりまして、その旨を県教委へ併せて報告いたします。最終的には市議会への報告となります。

ちなみに、それぞれの報告につきましてはその都度、県教委から文部科学省へ伝わりまして、こども家庭庁と共有され、逆のルートで助言等がなされるという流れとなっております。

改めまして専門家会議の役割について確認しますが、資料下の枠内に記載したとおりでございます。一つ一つは確認いたしません、いずれにしても、情報の詳細につきましては、教育委員会事務局で収集整理する場合はほとんどだと考えます。重大事態が発生する際に、教育長がこの会議を招集いたしまして、専門的な知見から、事態の把握や解決に向けた指導助言をいただくというのがこの専門家会議になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

○長坂会長

委員の皆様、何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

私から質問してよいですか。同じような議題について、令和2年度専門家会議でも議題に上がっていましたが、今回の資料1と同じようなペーパーがその時に配付されています。今回配られた資料に2の①から③までありますが、3年前に配られたペーパーでは、①から④があって、今回1個削られています。削られた具体的な内容としては、「学校から報告のあった重大事態に係る事実関係を明確にし、同種の事態の発生の防止のため、教育委員会の諮問に応じて調査を行い、その結果を教育委員会に答申し、意見を具申する場合」というのが以前のものには挙げられていて、今回はカットされています。これは専門家会議を招集する具体的状況について何か意図はあるのか、特に実質的な内容は変わらないという理解でもよいのでしょうか。

○西村室長

特に外した意図はございません。重大事態と認めてそれから動くよりは、早めに、皆様に集まってもらって動きたいということを考えます。ですから、あまり線引きをしすぎて、動きが鈍くなるとか遅くなるということを守る意味で、その他に整理し重大事態になりそうか、どうかという場合に、教育長が招集して、皆様のご意見をいただきたいと、今回お示しをしているところでございます。

以下、非公開